

一般社団法人明専会 2020基金事業実施細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人明専会(以下「明専会」という)が、明専会設立100周年記念事業募金として集めた資産を活用して、定款第4条の目的を果たすために重点的に実施する明専会2020基金事業の具体的な実施細則を定める。

(事業)

第2条 次に掲げる事業を2020基金事業とし、令和4年度から令和13年度の10年間実施する。

(1) 大学の研究支援事業

本事業は、九州工業大学(母校)の研究がますます発展し、母校を社会貢献や産学連携のCOE(研究拠点)に導くことが期待される研究が多く生まれることを目標に、公募により選定した九州工業大学の教員に対し、支援を行うものである。

本事業の所管は、総務部会とする。

支援は、年2件以内、1件につき500万円、総額5,000万円とする。

支援金の支払いにあたっては、年度初めに総務部会長が所定の手続きをもって事務局に申請し、事務局が寄付金として大学所定の口座にこれを振り込む。

(2) 部活動応援事業

本事業は、責善会に所属し、前年度に顕著な成果を上げた体育系部活動および文化系部活動を行った団体を公募により選定し、支援および表彰を行うものである。

本事業の所管は、学生育成運営部会とする。

支援は、年100万円、1件につき30万円以内、総額1,000万円とする。

支援金の支払いにあたっては、年度初めに学生育成運営部会長が所定の手続きをもって事務局に申請し、明専会が本部において支援団体を表彰するとともに支援金を手渡す。

(3) 国際ネットワーク強化事業

本事業は、同窓の絆を海外に広げるため、海外交流拠点となる明専学友会の整備と新設を通して、国際ネットワークの構築を推進するものである。

本事業の所管は、支部活動運営部会とする。

(4) 明トラを活用した同窓の絆強化事業

本事業は、明専トランプを活用して、明専の伝統を継承し、若手への普及により同窓の絆を強めるための活動を行うものである。

本事業の所管は、多様性推進部会とする。

(実施計画)

第3条 事業を所管する部会長は、所管する2020基金事業の事業期間全体及び次年度の実施計画および予算案の原案を作成し、理事会に提案し、承認を得なければならない。

(委員会)

第4条 第2条(1)及び(2)の事業を所管する部会長は、支援対象及び応援対象を選考する方法、選考作業、成果の検証を行うための委員会を設けることができる。

(選考結果の報告及び通知、公表)

第5条 第2条(1)及び(2)の事業を所管する部会長は、支援対象及び応援対象の選考結果、支援及び応援の内容などの選考結果を、理事会に報告しなければならない。

- 2 明専会は、第1項の選考結果の概要を、応募者及び九州工業大学に通知するとともに、明専会報及び明専会ホームページにおいて公表しなければならない。

(報告及び公表)

第6条 事業を所管する部会長は、所管する2020基金事業の前年度の実施結果を理事会で報告しなければならない。

- 2 明専会は、事業の実施結果の概要を、明専会報及び明専会ホームページにおいて公表しなければならない。

(会計)

第7条 明専会は、第2条に示す事業に係る経費を、予算書及び決算書に2020基金事業費として明示しなければならない。

(疑義)

第8条 本事業の推進に当たって疑義が生じたときは、会長の裁断によるものとする。

附則

- 1 この細則は、令和4年5月14日の理事会決議により、同日より施行する。
- 2 この細則の改廃は、理事会の承認を得るものとする。